

室町幕府安堵の様式変化について

松園 潤一郎

論文要旨

室町幕府の安堵の特徴として当知行安堵の実施が挙げられる。本稿では、安堵の様式の変化や発給手続について検討を加える。

南北朝時代以来、幕府の安堵は譲与・相伝等、所領・所職の相続・移転に基づく安堵が中心であったが、応永年間（一三九四～一四二八）以降、特に足利義持執政期の応永二〇年代には当知行安堵の事例が増加し、応永二九年（一四二二）の追加法で当知行安堵の原則が定められる。安堵の事例を見ると、この原則は足利義教執政期以降にも継続している。また、足利義政期には当知行所領について当主が相続人を指名して安堵を受ける事例が増加する。

安堵の発給は、申請者の所持する証文に基づくことが多く、特に代々將軍の安堵の所持が重視された。室町時代には、寺社宛を中心に、目録に記載された当知行所領を安堵する事例が見られる。

当知行安堵の実施は、当知行保護の重視という室町幕府の所領政策の全体的な変化を反映したものと位置づけられる。

キーワード【室町幕府 安堵 当知行 応永年間 文書様式】

はじめに

主人が従者との主従関係やその所領知行を承認する行為である安堵は、中世武家の主従制の根幹をなし、鎌倉時代後期以降は支配領域内の人々を規制する、所領知行の公的な認定としての意味を持つようになった。⁽¹⁾

室町幕府の安堵については、足利尊氏・直義の二頭政治期を分析した佐藤進一⁽²⁾氏の他、南北朝時代を中心に幕府発給文書を網羅的に検討した小川信氏⁽³⁾、「安堵方」についての岩元修一氏⁽⁴⁾等の研究がある。室町時代（南北朝合一～応仁・文明の乱前）に入ると、当知行安堵⁽⁵⁾が実施されたことが知られている。

吉田徳夫氏は、当知行安堵の制度の存在を指摘し、この制度は「由緒」に基づかない知行安堵の方式で、「由緒」・「理非」糺決の否

定が原因であったと論じた。⁽⁶⁾ 最近の研究では、吉田賢司氏が一四世紀中頃〜一五世紀前半の国人所領安堵について、將軍足利義持・義教の執政期における当知行安堵の増加を指摘し、安堵申請者⇨当知行人とすべく応永二九年（一四二二）に当知行安堵の管領施行を停止したこと等を論じた。⁽⁷⁾ 当知行安堵の実施と関わる、安堵施行の制度についても詳細に研究がなされている。⁽⁸⁾

当知行安堵は、鎌倉幕府や建武政権でも行われた。草創期鎌倉幕府は妨害排除としての当知行安堵を行ったが、御成敗式目制定の頃には譲与に基づく安堵（譲与安堵）が安堵の中心となり、申請者の当知行の実否を調査した上で安堵を発給する手続が整備されていく。⁽⁹⁾ 建武政権も当初は申請の真偽を調査せずに当知行安堵を行ったが、雑訴決断所による安堵の開始から調査の上で当知行安堵を発給するようになる。⁽¹⁰⁾ 当知行安堵は戦時において主従関係の確認を契機に行われる場合が多く、平時には抑制されたと言われる。⁽¹¹⁾

しかし、内乱が終息した室町時代の当知行安堵を単に社会秩序の混乱と結び付けて論じることができない。当知行安堵の実施の、この時期固有の意義を問題とすべきと思われる。

その実施の背景について吉田徳夫氏は「由緒」・「理非」に基づく知行制の否定、吉田賢司氏は義持・義教期における「当知行の保護」の重視をそれぞれ挙げているが、こうした側面に加え、当知行安堵の実施は、裁許手続をはじめ幕府の所領制度の全体的な変化との関連を問題とする必要があるように思われる。

しかし、安堵の制度自体についても寺社本所領安堵についての検討はなく、室町時代を通じての推移は十分に明らかとは言えない。また、安堵における手続、特に実態調査の有無は重要な論点となる。国人所領安堵の手続については吉田賢司氏の指摘があるが、寺社本所領安堵の事例も含めて検討すべき問題である。

そこで本稿では、室町幕府の所領制度の全体的な変化を追うための基礎的な作業として、室町時代を中心に、安堵の諸様式⁽¹³⁾や発給手続についての事例検討を行う。検討を通して、(一)当知行安堵の様式とその変化の画期、(二)当知行安堵の発給手続、等について明らかにし、その上で、当知行安堵の実施と他の制度との関連について展望を述べたい。

一 安堵の諸様式とその変化

ここに言う安堵とは、「任く、領掌不可レ有_二相違_一之状如_レ件」等の文言を有し、將軍（室町殿）等が日下や奥、袖に花押を据えて、武家（守護・奉公衆・国人）や寺社本所等の所領・所職の知行・領掌を認可する文書を指す。安堵の根拠（「任く」）に注目すると、室町時代に「譲与」・「相伝」等から「当知行」への変化が見られる。その推移を追いたい。⁽¹⁴⁾

1 譲与・相伝等に基づく安堵

所領・所職の相続・移転・処分に基づく安堵であり、南北朝・室町時代を通じて確認できる。まず、南北朝時代の事例について先行研究によりながら確認する。

岩元修一氏によると、草創期室町幕府の「安堵方」は、鎌倉幕府の譲与安堵の方式を継承して、安堵の申請を受けると、頭人が守護・国人に「当知行」の実否と「可支申仁之有無」の調査を命じた。その請文に基づいて足利直義が安堵を発給したという¹⁵⁾。

貞和四年（一三四八）に和田福一丸（時実）が越後国奥山荘内の所領を安堵された事例を見ると、同三年八月一七日に和田茂実が福一丸に所領の譲与を行い（「三浦和田氏文書」『新潟県史資料編四』一二八八号）、安堵が申請されている。安堵方頭人奉書を受けて、同年九月一五日越後守護代長尾景忠請文（同二二八七号）は、「茂実当知行無相違候之上、可支申仁之仁無之候」と報告している。その上で次の安堵が発給された。

（花押）
（足利直義）

下 三浦和田福一丸

可レ令早領知越後国奥山庄北条内章連跡并高野条内水無村等
地頭職事

右、任父茂実貞和三年八月十七日讓状、可レ令領掌之状如レ件、

貞和四年五月十七日

（三浦和田氏文書『新潟県史資料編四』一二九一号）

当知行の実否の調査がなされているが、安堵は茂実から福一丸への譲与の確認（譲与安堵）としての意味を持つ（傍線部）。吉田賢司氏によると、右のような当知行の調査を行う国人所領安堵（調査型）安堵の事例は貞和四年一月を最後に見られなくなり、以後は守護拳状に基づく「即時型」安堵がなされる¹⁶⁾。

「即時型」安堵の事例として、康応元年（一三八九）に周布兼仲が石見国周布郷地頭職の安堵を受けた事例を見ると、同年一〇月五日に守護大内義弘が「相伝・当知行」を保証する拳状を出し（「周布吉兵衛」『萩藩閥閥録』山口県文書館八五号）、翌月一九日に「相伝」に基づいて足利義満の安堵が発給された（同八九号）。兼仲は永徳三年（一三八三）六月一日の讓状（同七九号）で父兼氏から周布郷地頭・惣領職を譲与されており、この場合の「相伝」は相続を意味する。この「即時型」安堵も譲与安堵であり、南北朝時代の武家宛安堵は譲与・相伝に基づくものを中心である¹⁷⁾。

一方、小川信氏が提示した¹⁸⁾、足利義満による寺社本所領安堵の事例に注目すると、安堵の根拠は、寄進状、譲与、守護等の「申請」に基づくもの等が見られる¹⁹⁾。いずれも所領・所職の移転や相続を認める内容の安堵である。

以上の様式の安堵は室町時代にも踏襲され、足利義満の執政期では、武家宛には譲与・相伝に基づく安堵が多い。他方で、後述する当知行安堵や、沽却・相博の安堵等²⁰⁾も見られ、安堵の根拠は多様化

する。寺社本所宛にも多数の安堵が発給され、南北朝時代と同様の安堵が見られる。次のような文書である。

近江国柿御園内熊原村事

右、任^(貞)近衛大納言家寄附、同国永源寺領掌不^(レ)可^(レ)有^(レ)相違^(一)

之状如^(レ)件、

応永二年三月五日

大政大臣源朝臣(花押)

〔永源寺関係寺院古文書等調査報告書〕五四号)

(花押)

松尾社領山城国河原田新田并四段大以下所々、丹波国雀部庄内
富田村・桑田・松永等事、早任^(三)祖父相季讓状、権禰宜相量
領掌不^(レ)可^(レ)有^(レ)相違^(一)之状如^(レ)件、

応永十二年十月廿七日

〔松尾大社史料集(文書篇)〕(吉川弘文館)二九号)

前者は、近衛良嗣の寄進に基づき、その所領を近江国永源寺に安堵する文書で、後者は、松尾社の所領を権禰宜相量の祖父相季の譲与に基づいて相量に安堵するものである。

応永年間(一三九四〜一四二八)半ば頃までには、以上に見た所領・所職の相続・移転に基づく安堵が多く、他に、公験に基づく安堵と、本知行安堵が見られる。次にこれらの安堵について述べる。

2 公験に基づく安堵

所領・所職の知行の権利を示す幕府・朝廷等の発給した文書(公験)に基づく安堵である。

(花押影)

若狭国本郷事、任^(三)去応永六年・同十五年兩度安堵、本郷三郎持泰可^(レ)全^(レ)領知^(一)之状如^(レ)件、

応永廿年九月十六日

〔本郷文書〕(福井県史料編二)八〇号)

広隆寺并桂宮院修造料所山城国安養院・近江国世理庄・馬相庄・丹後国志高庄事、早任^(三)度々院宣等、領掌不^(レ)可^(レ)有^(レ)相違^(一)之状如^(レ)件、

明徳三年六月十四日

從一位源朝臣(花押)

〔広隆寺文書〕『新修彦根市史料編古代・中世』二〇五号)
前者は過去の幕府安堵に基づく安堵である。⁽²¹⁾「勅裁」に基づくものも見られ、後者は院宣等に基づく安堵である。⁽²²⁾

3 本知行に基づく安堵

「本領」・「本知行地」(根本所領や旧領)に対する安堵で、武家宛に多く見られる。南北朝時代の安堵には、「参^(三)御方^(一)致^(三)忠節^(一)者、本領不^(レ)可^(レ)有^(レ)相違^(一)之状如^(レ)件」(貞治六年(一三六七)三月五日足利義詮御判御教書(『大日本古文書 毛利家文書』六号))等とあ

り、足利義詮が戦時に参陣を求める代わりに「本領」安堵を約した事例である。室町時代に次の事例がある。

(足利義持)
(花押)

小笠原右馬助政康本知行地事、不_レ可_レ有_二相違_一之状如_レ件、

(応永)
□□廿三年十二月晦日

(「勝山小笠原文書」へ『新編信濃史料叢書二二』)

この事例のように、本知行安堵は所領が明記されない場合が多い。⁽²³⁾上記の1・2・3の様式の安堵は、応永年間半ば頃まで多く確認できるが、それ以降は当知行安堵の比重が増していく。次に、当知行安堵の様式と、発給の时期的変化を述べる。

4 当知行に基づく安堵

(1) 当知行安堵の諸様式

先述したように、南北朝時代初期には当知行の実否を調査した上で安堵が発給される場合があったが、安堵は譲与の確認を意味するものであった。これも当知行地に対する安堵であるが、一方で、当知行地そのものの安堵や、申請者の「当知行」の状態を根拠とする様式の安堵も存在する。本稿では、安堵の根拠の相違に注目して、これらを当知行安堵と呼ぶ。例えば、南北朝時代に次の事例がある。

(足利義持)
(花押)

当知行地事、不_レ可_レ有_二相違_一之状如_レ件、

(三五)
観応二年八月十六日

(朝常)
結城参川守殿

(「相楽結城文書」『白河市史資料編二』三二七号)

観応の擾乱において、足利尊氏・直義方はそれぞれ結城一族に自軍への帰属を求めた。⁽²⁴⁾右の文書は、尊氏が結城朝常を味方に引き入れるため、その「当知行地」を安堵したもので、所領は明記されない。正平一六年(一三六一)六月日恵良惟澄代申状案(『大日本古文書 阿蘇文書』一六二号)に「参_二御方_一之輩、不_レ論_二理非_一、当知行地先無_二相違_一之条定法也」等とあるように、戦時には味方に付いた者の当知行所領をまず保障する慣行があったようである。しかし南北朝時代にも右のような当知行安堵の残存事例は多くない。

応永年間半ば頃からは譲与安堵等に代わり当知行安堵が増加する。この点を述べる前に、ここに言う当知行安堵がどのような文書であるかを述べておく必要があるだろう。それは、以下の三種類に大別できる。足利義持の安堵から挙例したい。

A 事書に「当知行」を含む様式

美濃国巨景山永法寺当知行所々事、領掌不_レ可_レ有_二相違_一之状如_レ件、

(四九)
応永廿六年十二月廿七日

(足利義持)
(花押)

住持

(「永保寺文書」へ『岐阜県史史料編古代・中世一』二二号)

B 本文に「任_二当知行之旨_一」「任_二相伝・当知行之旨_一」等とある様式

〔花押〕
(足利義持)

安芸国高屋入野惣領職并慶中相高事、任三当知行之旨、平賀尾張守頼宗領掌不レ可有二相違ニ之状如レ件、

応永廿九年十二月十二日

〔大日本古文書 平賀家文書〕 一三三号
〔花押〕
(足利義持)

但馬国楞嚴寺領因幡国服部庄領家職事、早任三相伝・当知行之旨、寺家領掌不レ可有二相違ニ之状如レ件、

応永十六年九月廿九日

〔楞嚴寺文書〕 〔兵庫県史料編中世三〕 一五号

東大寺領播磨国大部庄領家職参分卷・同公文職・鹿野原村公文職・恒清名等事、早任三度々公驗并当知行之旨、寺家領掌不レ可有二相違ニ之状如レ件、

応永十八年八月七日

〔花押〕
(足利義持)
戒壇院長老(徳深)

C 本文に「当知行云々」「当知行之上者」等とある様式
〔大日本古文書 東南院文書〕 七六一号

〔花押〕
(足利義持)

肥後国野原庄・同国岩原村・伊倉庄南方・小原村、豊前国安於曾木村等事、小代左近入道宗祐(宗祐)当知行云々、領掌不レ可有二相違ニ之状如レ件、

応永十七年十二月三日

〔小代文書〕 〔大分縣史料二六第四部〕 六号

署判の位置等は宛所の身分により異なるが、傍線で示したように、「当知行」の語が事書や本文に明記される点が共通する。戦時の当知行安堵と異なり、B・Cは基本的に所領が明記される特徴もある。本稿に言う当知行安堵は以上のような文書を指す。次に、武家や寺社本所等に対する当知行安堵の発給について、室町時代の將軍(室町殿)の代ごとに変化を追いたい。

(2) 時期的変化

まず足利義満の安堵を見ると、武家宛には応永年間に当知行安堵の事例が確認できる。⁽²⁵⁾ 寺社宛には、先述したAの様式の永徳二年(二三八二)の御判御教書(「永保寺文書」〔岐阜県史料編古代・中世一〕二〇号)や、守護拳状に基づく明徳四年(二三九三)の御判御教書(Cの様式、「大乘寺文書」〔加能史料室町I〕)が早く、その後数通が確認できる。⁽²⁶⁾ しかし、安堵の多くは譲与・相伝・公驗等に基づくものである。

応永一五年(一四〇八)から始まる將軍義持による武家領安堵でも代始の時期には譲与・相伝に基づく安堵が多い。が、吉田賢司氏が一覧を提示しているように、⁽²⁷⁾ 応永二〇年前後には、安堵の多くがここに言う当知行安堵に変化する。

この変化は寺社領安堵でも同様であろうか。足利義持・義教の直判による寺社宛発給文書(所領・所職の認定に関わるもの)の事例をまとめたのが【表I】である。⁽²⁸⁾ これによると、権利の移転を伴う

寄進・返付に対し、安堵の比重の高さが知られる⁽³⁰⁾。義持期の当知行安堵は安堵全体の約半数だが、比率の増加は明らかで、応永二〇年代には原則化したと見られる⁽³¹⁾。これらから寺社領についても当知行地の保護への政策の重点の移行が知られる。なお、公家領安堵の事例は少ないが、義持・義教期に当知行安堵の発給が見られる⁽³²⁾。

増加するのは、先述したBの様式の文書である。但し、事例にも示したように、「相伝・当知行」に基づく場合や、「公験」と「当知行」に基づく場合もあり、この場合、「相伝」や「公験」に基づく安堵としての側面も有する⁽³³⁾。様式の変化として注意すべきは、安堵に「当知行」であることが明記される点である。

そして、多くの先行研究でも注目されているように、応永二九年七月二十六日の「御成敗条々」(追加法一六八〜一七八条)⁽³⁴⁾には、当知行安堵に関して次の規定が見られる。

一 諸人安堵事

就^レ当知行^一、被^レ下^二安堵御判^一者、普通之儀也、望^レ申御施行^一之条、以^レ次構^二私曲^一歟、慥可^レ被^二停止^一也、

(追加法一七七条)

右の法令では、「諸人」への当知行に基づく安堵の発給を「普通之儀」とし、さらに施行を申請するのは不正(「私曲」)を意図するものであるとして停止するという。先行研究も指摘するように⁽³⁵⁾、この時期には不知行人が当知行安堵を受給し、施行により旧領回復を企てる不正行為が起きていたと考えられる。そこで施行の停止とい

う手段によって不知行地への安堵申請を防止し、不知行人に安堵を発給しようとしたのである。

「安堵」の管領施行は至徳年間(一三八四〜一三八七)から確認できる⁽³⁶⁾。施行の対象となった「安堵」には、本知行安堵(旧領返付)は勿論、譲与・相伝・公験に基づく安堵等でも不知行地を対象に含む場合があり、施行(沙汰付)を行う必要があったと考えられる。当知行安堵の増加に伴い当知行安堵の施行の事例も見られるが、当知行の状態であれば施行は不要となる。安堵施行の停止は安堵の様式変化と関わる変化だと言えよう。

さて、義持期に明確となる当知行安堵の方針は將軍義教期以降に受け継がれる。

義教期の武家領安堵については吉田賢司氏の指摘の通りで、国人は地域紛争の激化により各地を転戦し、幕府は彼らに対し当知行の実否を把握しないまま、戦功褒賞的な「即時型」安堵を発給したという⁽³⁷⁾。

義教の寺社宛文書を見ると(表Ⅰ)、寄進・返付は義持期と比べて大きく減少し、安堵はほとんどが当知行安堵である。義教は前代の方針を踏襲し、より徹底して当知行安堵を行ったことがわかる。嘉吉の乱後の管領執政期も譲与・相伝安堵は稀で⁽³⁸⁾、安堵の多くは当知行安堵である。將軍義教執政期の武家宛文書の事例については先行研究に提示がないため、表Ⅱにまとめる。これによると、当知行安堵の比重の高さという従来からの傾向が確認できる。寺社

領安堵の事例については、煩雑になるため提示は避けるが、当知行安堵がほとんどである。

以上、応永年間以降、武家・寺社本所等に対して当知行安堵の発給が増加し、義持期の応永二〇年代には原則化したこと、その原則は義教期以降に受け継がれた⁽³⁹⁾ことを述べた。

5 当主の「申請」に基づく相続安堵

先に、武家宛に譲与安堵が減少し、当知行安堵が増加すると述べたが、相続が安堵の契機となくなつたわけではない。足利義教の安堵の中に、次のような当知行安堵が見られる。

足利義教
御判

安芸国高屋保地頭職・同国入野南北郷地頭職^{相分給地}等事、平賀尾張守頼宗当知行云々、然早臨時課役段銭人夫以下、所^三令^三免除也、為^三守護使不入地^一、任^三申請旨^一、息新四郎弘宗可^レ全^三領知^一之状如^レ件、

永享十年九月廿九日

『大日本古文書 平賀家文書』一六三三号

永享一〇年（一四三八）に、安芸国の高屋保地頭職と入野南北郷地頭職を当知行している（と述べる）平賀頼宗の「申請」に基づき、諸役免除・守護使不入の地として同地を子の弘宗が知行することを義教が認可している。同年に頼宗は大和国中を転戦しており（同一七・一八・三一・三四号等）、軍事動員を機に相続人を指名して認

可を受けたと考えられる。課役免除の文言を含むが、先述したCの様式の当知行安堵と見做すことができる。

しかし、安堵受給後も幕府文書の宛所は頼宗で（同三五号等）、頼宗が弘宗への譲状を作成するのは宝徳三年（一四五二）のことである（同一四六号）。ここで注目したいのは、譲与↓安堵ではなく、安堵↓譲与、という手順の変化である。

嘉吉の乱後の管領執政期にも同様の文書が見られ⁽⁴⁰⁾、執政期には武家宛を中心に事例が増加する（表II No. 1・4・5・35・43）。事例を挙げてみたい。

康正元年（一四五五）の小早川氏の事例（表II No. 5）では、安芸国沼田荘等を小早川濶平が亡父則平から相続し当知行しているとして、その申請に基づき（任^三申請之旨^一）息又鶴（敬平）に安堵している。同年二月二十九日付で濶平から又鶴に宛てて譲状も作成された（『大日本古文書 小早川家文書』四〇号）。しかしこの後も沼田小早川氏に対する幕府文書の宛所は濶平であり（寛正二年〔二四六一〕五月一八日足利義政御判御教書〔同四二号〕等）、寛正六年には再び濶平の「申請」により、元平（敬平）宛に安堵が発給されている（表II No. 43）。益田氏の事例（表II No. 35）でも安堵受給の後に譲状が作成されている⁽⁴¹⁾。

次いで、麻生氏の事例では「申請」の際の状況がやや詳しくわかる。康正元年の安堵（表II No. 1）は、麻生氏の所領を弘家の「申請」に基づき（任^三父上総介弘家申請之旨^一）、子の弘国に安

堵するものだが、文明二年（一四七〇）一二月二三日麻生全教（弘家）置文写（『筑前麻生文書』〈北九州市立歴史博物館〉八四号）には次のような経緯が記されている。永享年間（一四二九〜一四四一）の後半に家督であつた家春とその子家慶が戦死し、家慶の子又光丸の後見として、家春の弟である弘家が成敗するようにとの足利義教の命が下つたが、程なく又光丸が病没したため、弘家が家督となつた（永享一〇年九月一〇日御判御教書写、同七六号）。その後、弘家は実子弘国ではなく、家春の子弘助を養子として家督を譲ろうとするが、弘助は「親類内者」とともに弘家に敵対し、弘助の相続を阻む大内教弘の口入の結果、弘助は殺害され、弘国が家督に決まつた。右の安堵はその後幕府に申請し、受給したものである⁽⁴²⁾。

以上のように、当主の当知行地について「申請」に基づき相続人が安堵される文書は、奉公衆や国人の家内部で相続人を定め、將軍の認定（特に代始の時期に）を受けた上で、後の相続を円滑に行う目的があつたと考えられる。幕府の当知行安堵の原則と、武家の相続人の決定の在り方の変化により生じた安堵と言えよう⁽⁴³⁾。

二 当知行安堵の発給手続

1 「当知行」の認定方式

ここまで、応永年間（一三九四〜一四二八）に入ると、武家領・寺社本所領に対する当知行安堵が増加し、応永二〇年代には原則化

されたことを述べた。次に、当知行安堵の発給手続の検討を行う。手続に関する史料は少ないが、以下のような事例が見られる。

まず武家の事例として、平子重房の安堵申請書が残されている。

平子修理亮重房謹言上、

欲下任^二相伝・当知行^一給^中安堵 御下文上、周防国仁保庄地頭

職事

副進

一卷 公験手継等案

右所領者、累代相伝・当知行無^二相違^一之上者、被^レ成^二下安堵

御判^一、備^二後代亀鏡^一、全^二知行^一、為^レ抽^二奉公忠節^一、恐々

言上如^レ件、

応永四年四月 日

（『大日本古文書 三浦家文書』二八号）

安堵申請を受け、応永四年九月一〇日付で、相伝・当知行に基づく（「任^二相伝・当知行之旨^一」）足利義満の安堵が発給されており（同二九号）、公験・手継の所持と当知行に基づく安堵であつた。また、吉田賢司氏が提示したように、国人所領安堵の際に相伝・当知行を保証する守護拳状が管領や奉行人に宛てて出された事例が見られる⁽⁴⁴⁾。

次いで、寺社領安堵の手続だが、国人同様に守護拳状に基づく事例が見られる。永享二年（一四三〇）の越前国西福寺（幕府祈願寺）宛の安堵では、西福寺が寺領目録（『西福寺文書』〈福井県史

資料編八〇(八九号)を作成し五月二十七日に管領・越前守護斯波義淳が加判し五月三〇日斯波義淳書状(同九〇号)により幕府奉行入松田秀藤に宛てて安堵申請し二月九日に將軍義教が、「任去永十三年閏六月十七日守護道將状・同廿年三月十日道孝状・今年五月廿七日証文(於諸加判)并当知行之旨」安堵(同九四号)、という手順である。

しかし、一般的に確認できるのは、先代將軍の文書に基づく当知行安堵である。残存史料について時期を追って述べたい。

東寺敷地の花園町内北七段に対する応永一七年一二月三日の当知行安堵(足利義持御判御教書、「東寺文書」甲外二六)の発給について、東寺供僧の引付に次のようにある。

一 款冬田(反野)安堵御判到来間事

彼下地、西八条、可致違乱^レ之由、風聞、実否雖^レ難^レ知^レ之、御当代安堵之御判、可^レ申成^レ之条、可^レ然^レ之由、衆議之間、付^レ申状於飯尾和州^(淨修)、奉行令^レ披露^レ、被^レ成^レ御判^レ、為^レ彼会尺^一、和州一献分三百疋、杲淳令^レ隨身^一、(下略)

(『東寺廿一口供僧方評定引付』〈思文閣出版〉、応永一七年一二月一八日条)

この記事によると、安堵は、遍照心院(「西八条」)が違乱を起すとの「風聞」を聞いた東寺が、東寺奉行(東寺のいわゆる別奉行)の飯尾淨称(兼行)に申状を提出し、飯尾が義持に披露して発給された。安堵には「帶去至徳元年九月廿一日安堵」、当知行之上者」

との文言がある。安堵は義持の代始安堵であり、その際に先代將軍の文書の所持が重視されたことが知られる。⁽⁴⁶⁾

足利義教期の事例では、永享二年(一四三〇)一月日東寺雜掌申状案に次のようにある。

(上略) 当寺八幡宮領山城国久世上下庄并同国植松東庄地頭職事、被^レ任^レ御判等之旨、被^レ成^レ下 安堵御判^一、弥欲^レ抽^レ長日御祈禱精誠、仍言上如^レ件、

(「東寺百合文書」を函一二四)

東寺は、山城国の久世上下庄と植松東庄地頭職の安堵を申請し、義教は、永享四年四月一日付で、「度々御判」の所持と「当知行」に基づきそれぞれ安堵した(「東寺百合文書」三函九〇・『東寺文書聚英』〈同朋舎出版〉三〇〇号)。「当知行」の認定は申告によるものと考えられる。但し、次の事例のように、安堵の際に「当知行」の調査がなされる場合も見られる。

永享三年八月二日足利義教御判御教書(案、『大乘院寺社雜事記』長祿四年(一四六〇)閏九月一日条に引用)は、「三綱隆舜通目代職事、任^レ度々御判并当知行之旨、領掌不^レ可^レ有^レ相違^レ之状如^レ件」という当知行安堵だが、発給の前に次の文書が出された。

当寺通目代職事、隆舜当知行之段無^レ子細^一候哉、可^レ有^レ御注進^レ之由、被^レ仰出^レ候、仍執達如^レ件、

永享三

六月十三日

(飯尾)
為^レ行^(花押)

興福寺々務雜掌

『福智院家古文書』〈花園大学〉(100-1)

興福寺通目代職の安堵に際し、隆舜の当知行に問題がないか南都奉行の飯尾為行が興福寺寺務に尋ねる内容の文書である。調査の上で当知行安堵が発給される場合のあったことが知られる。

他に、永享四年二月十七日付の「御前落居記録」六九項は、佐々木大原氏一族の建堅書記と得長藏主による、近江国大原荘内長禪寺と寺領をめぐる相論の記録である。相論以前に得長は建仁寺西来院の「拳状」により幕府安堵を得ていたが、記事にこうある。

(上略) 爰彼得長重望「申安堵御判」之処、檀那大原判官、就「此寺住持職」有「三子細」之由支申之間、其時被「召」出彼建堅、「申」披之、「已前以」得長所「給御判等」下「給建堅」、重被「成」還補 御判「畢」、(下略)

〔御前落居記録〕六九項)

すなわち、当知行人の得長が義教の「安堵」を申請したところ、檀那の大原判官が異議を申し立てたことにより建堅が召喚された。そしてその主張を尋ねた上で、建堅への返付(「還補」)が決定したという。大原判官が異議を述べた状況は不明だが、安堵の発給に際し不審な点が見られる場合等には、何らかの調査がなされる場合があったようである。⁽⁴⁸⁾

足利義政の執政期では、長祿二年(一四五八)頃以降、寺院の不知知地の返付や当知行安堵が推進されたことがよく知られている。⁽⁴⁹⁾

『蔭涼軒日録』を見ると、記主の季瓊真薬の安堵申請に関して、長

祿三年四月二六日条に「愚老知行并諸寺庵安堵御判、以「飯尾加賀守」可「白」之由何「レ」之、御領掌云々」とあり、五月一五日条に「当知行安堵御判被」下也、飯尾加賀守書「上」之」とある。申請を受けた奉行人(別奉行)が義政への披露や安堵の執筆といった発給の手続を行い、実態調査の手続は確認できない。長祿二年一〇月三日条に「禪居庵統目御判、如「前代」御判被」遊」とあるように、先代將軍の安堵を踏襲して発給される場合もあった。

以上、寺社領を中心に当知行安堵の手続を見た。「当知行」の認定は申請者の申告に基づくのが基本的な在り方であったと考えられる。⁽⁵⁰⁾ 安堵発給の際には、所領知行の権利を表示するものとして代々將軍の安堵の所持が重視されており、当知行安堵は単なる実態保護の制度とは言い難い。吉田徳夫氏によると、こうした当知行安堵の制度により、戦国時代には安堵の効力の存在を「当知行」と称する変化があったという。⁽⁵¹⁾

2 目録安堵の手続

室町時代の当知行安堵の方式の一つとして、目録記載地の安堵がある。

その事例としては、五山寺院や醍醐寺、東寺等の京都の寺社が諸国所領を一括して目録に記載して安堵を受ける場合(いわゆる惣安堵)と、在地の寺社が買得地や寄進地等を目録に記載して安堵を受

ける場合とが見られ、目録は安堵の事書に「注文在^レ之」・「目録在^レ別紙」等と記される。この安堵については不断光院領を素材とした西谷正浩氏の研究⁽⁵²⁾があり、「地主的土地所有地」に対する特権付与だったという。

目録安堵は当知行安堵の実施に伴い増加する⁽⁵³⁾。在地寺院の事例からその手続を見たい。

尾張国妙興寺は、嘉慶二年（一三八八）に足利義満御判御教書（「妙興寺文書」『愛知県史資料編九』五五二号）、応永一八年（一四一一）と同三二二年に足利義持御判御教書（同九七五号・一二三三三号）、永享二年（一四三〇）に足利義教御判御教書（同一三五六号）、文安元年（一四四四）に管領畠山持国下知状（同一七五五号）、等と継続的に目録記載地の安堵を受けた。義持の安堵以降は当知行安堵であることが明記される。応永一八年の事例を挙げる。

（花押）⁽⁵⁴⁾

尾張国妙興寺領、同国散在田畠^{注文在}、同末寺等事、早任^{三代々}支証并当知行之旨、寺家領掌不^レ可^レ有^レ相違^レ之状如^レ件、

応永十八年三月廿三日

（「妙興寺文書」『愛知県史資料編九』九七五号）

齊藤^(玄卿)上野守封裏、

尾張国中嶋郡内長嶋山妙興報恩禪寺領、同郡内散在田畠等坪付

注文

合

一所肆町式段半^{此内畷}

板倉保地頭職

一所七町壹段

荒尾少輔太郎寄進分

服部四郎左衛門入道宗直、自^レ荒尾方^一買得寄進^{坪付別紙在}、

已上

右、坪付注文如^レ件、

応永十八年^{卯辛}三月 日

（同右九七六号）

右は、当知行安堵とその事書にある「注文」の案文である。嘉慶二年と文安元年の「注文」・「目録」等には、右の寄進地の他にも、多くの寄進地の所在・面積が記載されており、これらは妙興寺領の一部である。「代々支証」と「当知行」が安堵の根拠だが、安堵は目録と同月に発給されており、「当知行」の認定は申告によるもの⁽⁵⁴⁾と考えられる。注文案には奉行人齋藤玄輔が裏を封じた旨の記載があり、他にも目録に奉行人が裏判を据えた事例が確認できる。

例えば、越前国称念寺は、長禄二年（一四五八）二月二十六日足利義政御判御教書（「称念寺文書」『福井県史資料編四』二号）により幕府祈願寺として、目録の記載地を安堵された。同三年正月一日称念寺置文（同五号）に「御判之書上目録裏判上書飯尾左衛門大輔殿^{下殿}」とあり、「御判」の執筆と「目録」の裏判を飯尾之種が行ったという。実際に、多数の田畠が記載された同二年二月二日の寺領目録（同三号）の紙継目には飯尾之種の裏判が据えられており、

安堵を執筆する奉行人が目録に裏判を据えたことが知られる。⁽⁵⁵⁾ なお、目録の裏判は管領が行う場合も見られる。⁽⁵⁶⁾

以上のように、寺社宛に見られる目録記載地の当知行安堵は室町時代に増加する安堵の方式であり、京都の寺社の惣安堵に加え、諸国寺社の買得や寄進による土地集積を一括して認定し保護する意義があつたと考えられる。

おわりに

本稿では、室町幕府の安堵の様式や発給手続について、室町時代を中心に事例検討を行った。章ごとに要点をまとめた。

①幕府安堵の様式は、南北朝時代以来、譲与・相伝・公驗等に基づく安堵が中心だったが、応永年間（一三九四～一四二八）に入ると当知行安堵が増加し、將軍義持期の応永二〇年代には原則化する。この原則は將軍義教期以降の安堵に受け継がれる。

また、義教期以降には、当知行安堵の原則と、武家の相続人の決定の在り方の変化により、当主が当知行所領等を「申請」し、将来の相続人が安堵される様式が見られるようになる。

②当知行安堵の発給手続は、守護拳状による場合の他、先代將軍の文書に基づく手続が見られ、特に代々安堵の所持が重視された。「当知行」の認定は基本的に申請者の申告に基づくものと考えられる。安堵発給の手続は申請を受理した奉行人が行う。

室町時代には寺社宛を中心に目録記載地の当知行安堵がなされ、散在所領を包括的に保護する意義を有した。

以上のように、本稿では、室町幕府の安堵について、応永二〇年代に当知行安堵が原則化し、足利義教の執政期以降に受け継がれたことを述べた。安堵に「当知行」を明記する理由はどこにあり、その変化は幕府の所領制度の全体とどのように関わるであろうか。最後に、他の制度との関連について見通しを述べたい。

まず先行研究が注目するように、応永二九年の当知行安堵施行の停止（追加法一七七条）とそれに伴う「幕府—守護体制」の変化は重要な論点となる。吉田賢司氏は守護の役割の増大を指摘するが、幕府内の制度の変化にも注意する必要がある。⁽⁵⁷⁾

その変化としては、南北朝時代以来多数発給されてきた、所領押領の訴えに対し守護等にその停止と訴人への沙汰付を命じる管領奉書が応永三〇年代に大きく減少することが挙げられる。⁽⁵⁸⁾ これ以前と比較して、不知行地の回復を命じる文書の発給に抑制的な姿勢が見受けられるのである。

そこで不知行人の訴えへの対応として注意すべきは、幕府の裁許手続の整備である。將軍義教期には裁許において「理非」を問う姿勢が見られるが、別稿で述べたように、裁許の際に論人（当知行人）に応訴を求める手続は義持期の応永三〇年前後から整備されたと考えられる。⁽⁵⁹⁾ つまり、不知行人の訴えに対して相論という形で対応する手続の整備がなされたことになる。当知行安堵の発給は、

当知行人との応対を重視する点で、こうした裁許手続の変化との共通性を持つ。

また、右のような手続の区別は施行制度の変化とも関わり、当知行地↓安堵（施行なし）という原則に対し、不知行地↓裁許（勝訴の場合、施行あり）という手続の整備がなされたと解される。なお、虚偽申請に基づく当知行安堵の発給等によって紛争が生じた場合、安堵の効力は裁許で吟味されることになる。

以上のように、応永三〇年頃は、幕府制度上に様々な変化が観察される時期である。当知行安堵の実施は当知行保護の重視という幕府の方針の変化を示すものと思われる。しかしそれは他の制度との関連の中で行われたものであった。右に述べた、管領発給文書（施行状・奉書）や裁許の手続・執行等の変化との関連の詳細については別稿を期したい。

註

- (1) “人”から“モノ”への安堵の対象の変化について、笠松宏至「安堵の機能」(同『中世人との対話』東京大学出版会、一九九七年、初出一九八六年)。安堵の性質の変化について、新田一郎「統治権的支配」(『日本歴史』七〇〇号、二〇〇六年)も参照。
- (2) 佐藤進一「室町幕府開創期の官制体系」(同『日本中世史論集』岩波書店、一九九〇年、初出一九六〇年)、同「室町幕府論」(同前、初出一九六三年)。
- (3) 小川信『足利一門守護発展史の研究』(吉川弘文館、一九八〇年)。
- (4) 岩元修一「南北朝前期室町幕府の安堵について」(『九州史学』九

五号、一九八九年)。

(5) 先行研究では「当知行地安堵」と呼ぶ場合も多いが、同義として用いる。

(6) 吉田徳夫「室町幕府知行制の一考察」(『ヒストリア』九四号、一九八二年)。

(7) 吉田賢司「室町幕府の国人所領安堵」(『日本史研究』五〇七号、二〇〇四年)。

(8) 管領施行状に「安堵」と呼ばれる先行文書を、「下文」と対比して論じた吉田俊右「前期室町幕府の『下文』と『安堵』」(『日本史研究』五〇三号、二〇〇四年)の他、安堵施行の事例等について、前掲註(7)吉田論文、亀田俊和「室町幕府安堵施行状の形成と展開」(『日本史研究』五二〇号、二〇〇五年)等。

(9) 前掲註(1)笠松論文三七頁以下、工藤勝彦「鎌倉幕府による安堵の成立と整備」(『古文書研究』二九号、一九八八年)、七海雅人「鎌倉幕府の譲与安堵」(同『鎌倉幕府御家人制の展開』吉川弘文館、二〇〇一年)三二頁以下、等。

(10) 近藤成一「本領安堵と当知行地安堵」(石井進編『都と鄙の中世史』吉川弘文館、一九九二年)、吉原弘道「建武政権の安堵に関する一考察—元弘三年七月官宣旨の伝来と機能を中心に—」(『古文書研究』四〇号、一九九五年)等。建武政権の当知行安堵に関する最近の研究として、村井章介「建武政権の所領政策」(二木謙一編『戦国織豊期の社会と儀礼』吉川弘文館、二〇〇六年)参照。

(11) 前掲註(10)近藤論文。牧健二氏も当知行安堵を受ける必要性は平時ではなく戦時に高まったとする(『日本封建制度成立史』(弘文堂書房、一九三五年)四三三頁)。

(12) 拙稿「室町幕府『論人奉行』制の形成」(『日本歴史』七二六号、二〇〇八年)で検討したように、足利義持・義教の執政期には所務

- 相論の「理非」判断の手続が整備される。
- (13) 本稿で検討する様式は、安堵の事書や本文の表記についてである。文書の署判・年付・宛所等については、上島有「室町幕府文書」(赤松俊秀他編『日本古文書学講座四中世編I』雄山閣出版、一九八〇年)参照。御内書については、加藤岡知恵子「室町殿の御内書に見る公武の家格相当について」(『古文書研究』四六号、一九九七年)も参照。
- (14) 南北朝・室町時代を通じて確認できる紛失安堵や外題安堵等は個別には検討しない。
- (15) 前掲註(4) 岩元論文二〇五頁。
- (16) 前掲註(7) 吉田論文四五頁以下。なお、「調査型」安堵の事例とされる貞和四年一月七日足利直義下文(『倉持文書』(栃木県史料編中世三)一一・一二号)等も譲与安堵である。
- (17) 多くの事例があるが、例えば、譲与：康暦元年(二二七九)四月二日足利義満下文(『士林證文』『南北朝遺文中国四国編』(東京堂出版)四四九三号)、永徳二年(一三三二)八月二七日足利義満御判御教書(『勝山小笠原文書』『新編信濃史料叢書二二』)、相伝：至徳二年(一三八五)一月七日足利義満御判御教書(『大日本古文書 毛利家文書』一三五〇号)、明徳元年(一三九〇)八月七日足利義満御判御教書(『大日本古文書 吉川家文書』一〇〇三三号)、等。
- (18) 前掲註(3) 小川著書第4表B・第12表・第15表等。
- (19) 一例ずつ挙げる。寄進状：永徳三年六月二日付(『永源寺関係寺院古文書等調査報告書』四〇号)、譲与：康暦元年四月一七日付(『大日本古文書 醍醐寺文書』一八一五号)、守護の「申請」：至徳三年四月七日付(『永興寺文書』『南北朝遺文中国四国編』四九九九号)。いずれも文書様式は足利義満御判御教書。
- (20) 沽却：応永二年(一三九五)九月二三日足利義満御判御教書案
- (21) 戦国大名尼子氏の伝えた古文書 佐々木文書(『島根県古代文化センター』六九号)、相博：応永一三年四月二三日足利義満御判御教書(『大日本古文書 上杉家文書』七九号)。
- (22) 他に、安堵：応永一七年一〇月二日足利義持御判御教書(『廬山寺文書』『大日本史料七編之一三』)、下文：康暦三年(一三八二)二月一六日足利義満御判御教書(『尊経閣古文書纂』『愛知県史料編九』三八六号)、等。
- (23) 至徳三年九月六日足利義満御判御教書(『長福寺文書の研究』(山川出版社)五九八号)。
- (24) 明徳元年一二月一四日足利義満御判御教書(『土岐文書』(岐阜県史料編古代・中世四)一二号)、応永六年一二月二日足利義満御判御教書(『本郷文書』(『福井県史料編』)七三三号)等。
- (25) 『白河市史料編』三二四号以下の文書を参照。
- (26) 前掲註(7) 吉田論文五〇頁。
- (27) 前掲註(7) 吉田論文五〇、五二頁。
- (28) 管領奉書により安堵がなされる場合もある。事例は、吉田賢司「將軍足利義教期の管領奉書」(『古文書研究』五七号、二〇〇三年)第一表に提示がある。
- (29) 案文・写を含み、年次の確認できるものに限る。以下の文書は煩雑となるため、原則として【表I】からは除外した。①宛行との区別が困難な、個人宛に知行・領掌等を認める文書(『応永二六年』一二月二日足利義持御内書(『大日本古文書 醍醐寺文書』九二

号)等)、②祈願寺認定と寺領安堵を行う文書(応永二三年七月一日足利義持御判御教書(『泉州久米田寺文書』一三二号)等)、③課役免除・守護使不入と所領安堵を行う文書(永享二年一月二七日足利義教御判御教書(『開口神社文書』『堺市史四』)等)。

典拠(刊本・文書番号)を年次順で示す。『大日本史料七編』『史(冊)』、『大日本古文書』家わけ文書は家名のみ表記、『静岡県史資料編六』『静』、『愛知県史資料編九』『愛』、『岐阜県史資料編古代・中世』『岐(巻)』、『四日市市史七』『四』、『福井県史資料編』『福(巻)』、『兵庫県史資料編中世』『兵(巻)』、『加能史料室町』『加(巻)』、『大日本古文書石清水文書(菊大路家文書)』『石清水』、『鹿王院文書の研究』(思文閣出版)『鹿王』、『南禅寺文書(南禅寺宗務本所)』『南禅』、『東寺文書聚英』(同朋舎出版)『聚英』、『大乘院寺社雑事記』長祿四年閏九月一日条『大乘院』、『東寺百合文書』『東百』、『北野天満宮寄進状御朱印写巻』『北野』(番号は『筑波大学附属図書館特別展『学問の神』をささえた人びと』一二頁の表による)、『永源寺関係寺院古文書等調査報告書』『永源寺』、と略記する。※(内)は御内書(目下署判で、年付なしか付年号の書札様文書)。安堵は当知行安堵以外に傍線を付す。

《義持期》

○寄進：〔応永一五〕『石清水』一六〇、〔北野〕三八、〔同一六〕『等持院常住記録』、『石清水』一三五、〔同一七〕『等持院常住記録』、〔同一九〕『石清水』一六二、〔北野〕四二、『等持院常住記録』、〔同一〇〕『等持院常住記録』、〔同一二〕『等持院常住記録』、『石清水』一六三、『醍醐寺』八七、〔同一三〕『石清水』一六四、〔北野〕四四、〔同一四〕『北野』四五、『石清水』一三七、〔同一五〕『手鑑』、『史(三〇)』、『北野』四七・四八、〔同一六〕『北野』四九、『醍醐寺』九〇・九一、〔同一七〕『北野』五〇、『石清水』一三八、〔同一八〕

〔北野〕五一・五八、〔同一九〕『醍醐寺』九五、〔同一〇〕『長楽寺の名宝』(京都国立博物館)四一、〔北野〕六〇、〔同一二〕『東大寺尊勝院文書』(四)、〔同一三〕『清和院文書』(静)、『醍醐寺』九七、『図書寮叢刊壬生家文書』三八九、〔同一四〕『東寺靈宝蔵中世文書』。

○返付：〔応永一五〕『南禅』一二五、〔同一六〕『天龍寺文書』(史(一一))、『妙法院史料五』(吉川弘文館)七七、〔同一七〕『東南院』七六〇、〔同一四〕『氏経卿引付』(三重県史資料編中世一)、〔同一九〕『大乘院』、〔同一二〕『実相院文書』(四)、『真珠庵』二二六、〔同一三〕『鹿王』四一六。

○安堵：〔応永一五〕『天龍寺文書』(史(一〇))、『増補八坂神社文書』(臨川書店)八六五、『服部玄三氏所蔵文書』、『東百』ユ函五八、『総持尼寺文書』(愛)、〔松原八幡神社文書』(兵(一))、〔同一六〕『東大寺文書』(兵(五))、『熊野那智大社文書』一〇五四、〔北野〕三九、『図書寮叢刊九条家文書』二〇四九、『楞嚴寺文書』(兵(三))、『妙法院史料五』七八(内)、『尊経閣文庫所蔵文書』(岐(四))、『長楽寺の名宝』三八、〔同一七〕『永源寺』六六、『聚英』三〇二、『醍醐寺』八五・四五七、『廬山寺文書』(史(一一))、『東寺文書』甲外二六、『東百』マ函八二、『醍醐寺』八三、〔同一八〕『大乘院』、『鹿王』三四三、『妙興寺文書』(愛)、『醍醐報恩院法流井門跡相承系図』(史(一四))、『門主伝』、『保阪潤治氏所蔵文書』(同前、内)、『実相院文書』(同前)、『東南院』七六一、『随心院文書』(長岡京市史資料編二)、〔穴太寺文書』(新修亀岡市史資料編一)、『大徳寺』三三〇七、『園城寺文書』、『護国寺文書』(史(一四))、『浄土寺文書』(広島県史古代中世資料編IV)、〔同一九〕『醍醐寺』二九四四、『今川家古文書写』(静)、〔古今令旨』(史(一五))、(内)、『東百』み函六八、『大乘寺文書』(加

(一)、『興国寺文書』・『靈源院文書』(『史』(一七))、『永源師檀紀年録』、『同二〇』、『円光寺文書』(『三重県史資料編中世二』)、『富岡文書』・『地藏院文書』(『史』(一八))、『醍醐寺』二九四四、『服部玄三氏所蔵文書』、『寿寧院文書』、『同二二』、『永源寺』七一、『海蔵院文書』(『愛』)、『同二二』、『真乘院文書』(『史』(二二))、『長福寺文書の研究』七七六、『妙法院史料五』一八九、『同二四』、『阿蘇』、『平賀』一一・一二、『同二五』、『足利義持御判御教書』(『史』(三〇))、『胡宮神社文書』(『新修藤根市史五』)、『善峯寺文書』、『同二六』、『清和院文書』(『愛』)、『大通寺文書』、『地藏院文書』、『永保寺文書』(『岐』(一))、『同二七』、『清和院文書』、『天寧寺文書』、『福知山市史料編一』、『同二八』、『南禅』二二五、『天寧寺文書』、『若王子神社文書』(『静』)、『同二九』、『鹿王』四〇七、『安国寺文書』(『兵』(七))、『天龍寺文書』(『新修亀岡市史資料編一』)、『氏経卿引付』、『同三〇』、『胡宮神社文書』、『前田家所蔵文書』、『同三一』、『北野』六二、『大乘院』、『醍醐寺文書』(『四』)、『一乗院文書』、『同三二』、『妙興寺文書』、『千家家文書』(『大社町史史料編古代・中世上』)、『同三三』、『名古屋博物館所蔵文書』(『愛』)、『金剛三昧院文書』一六三、『東福寺文書(海蔵院)』(『兵』(八))、『同三四』、『天龍寺文書』、『西琳寺文書』(『藤井寺市史四』)。

○裁許：『応永一五』、『東百』・ホ函四一、『同二八』、『神護寺文書』・『稻荷神社文書』(『史』(一四))、『同二九』、『地藏院文書』(『史』(一五))、『同二二』、『実相院文書』(『史』(二〇))、『同二五』、『宏徳寺旧記』(『史』(三〇))、『同三〇』、『北野』五九、『同三二』、『東百』・ヒ函六八、『東大寺文書』(『兵』(五))、『同三四』、『聚英』一三四。

《義教期》

○寄進：『永享二』、『清和院文書』、『同三』、『天龍寺文書』(『四』)、『同八』、『大東家文書』(『春日大社文書六』・吉川弘文館)一一一、『同二

二』、『清和院文書』(『岐』(四))。

○安堵：『正長二』、『永享元』、『穴太寺文書』(『新修亀岡市史資料編一』)、『東大寺文書』(『富山県史史料編II』)、『多田神社文書』(『兵』(一))、『醍醐寺』一一〇(内)、『天龍寺所蔵文書』(『加』(II))、『松原八幡神社文書』(『兵』(二))、『北野文書』、『安国寺文書』(『兵』(七))、『永享二』、『石清水』一六五、『妙興寺文書』(『愛』)、『大通寺文書』、『森川文書』(『枚方市史六』)、『古文書』(『後鑑』)、『西福寺文書』(『福』(八))、『大乘寺文書』(『加』(II))、『同三』、『海蔵院文書』・『清和院文書』(『愛』)、『海蔵院文書』(『信濃史料』)、『大乘院』、『同四』、『永保寺文書』(『岐』(四))、『東百』・ミ函九〇、『聚英』三〇〇、『広隆寺文書』(『岐』(一))、『天龍寺文書』、『九条家文書』二〇四九、『寿寧院文書』、『善峯寺文書』、『同五』、『前田育徳会所蔵文書』(『富山県史史料編II』)、『実相院文書』(『静』)、『南禅寺慈聖院文書』(『加』(II))、『一乗院文書』、『阿蘇』、『同六』、『円光寺文書』(『三重県史資料編中世二』)、『同七』、『鹿王』四二七・四二八、『醍醐寺』一一六、『武家手鑑』中ノ一〇、『同八』、『醍醐寺』一一九、『長福寺文書の研究』八四〇、『服部玄三氏所蔵文書』、『同九』、『徴古雑抄』、『同一〇』、『浄土寺文書』(『広島県史古代中世資料編IV』)、『勝持寺文書』、『楞嚴寺文書』(『兵』(三))、『東寺靈宝蔵中世文書』、『西琳寺文書』(『藤井寺市史四』)、『同二一』、『雨森善四郎氏所蔵文書』(『新修亀岡市史資料編一』)、『同二二』、『極楽寺文書』。

○裁許：『永享二』、『臨川寺文書』(『福』(一))、『上賀茂神社文書』(『早稲田大学所蔵荻野研究室取集文書上』三三三)、『同三』、『東大寺』一二五三、『同四』、『九条満家公引付』(『九条家歴世記録二』)、『同六』、『醍醐寺』二七五六。

(30) 義教期に寄進が多いが、義持の仏神信仰と関わる問題である。

の点について、村尾元忠「足利義持の神仏依存傾向」(安田元久先生退任記念論集刊行委員会編『中世日本の諸相下』吉川弘文館、一九八九年)参照。

(31) 当知行安堵以外とした安堵は根拠が示されていない事例が多く、応永二〇年代以降は根拠が示される場合、「当知行」の語を含むものがほとんどとなる。

(32) 応永二九年(一四二二)七月四日足利義持御判御教書案(『東山御文庫記録』(『福井県史料編二』)一八号)、永享元年(一四二九)九月一日足利義教御判御教書(『千家達彦氏所蔵文書』『愛知県史料編九』一三四一号)。

(33) 「相伝」や「公驗」が「当知行」と併記される安堵は当知行安堵全体の三割程である。

(34) 佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集二卷室町幕府法』(一一一刷)(岩波書店、二〇〇一年)。以下、追加法は本書所収の室町幕府追加法を指す。

(35) 前掲註(1)笠松論文五二頁、前掲註(7)吉田論文五五頁。

(36) 安堵施行については、前掲註(8)の諸論文を参照。

(37) 前掲註(7)吉田論文五九、六〇頁。

(38) 宝徳四年(一四五二)二月六日管領畠山持国下知状(『美吉文書』『静岡県史料編六』二二二九号)、享徳二年(一四五三)九月一日管領細川勝元奉書(『大日本古文書 毛利家文書』一〇〇号)等。

(39) 「大通寺文書」所収の西八条遍照心院敷地等に対する安堵を見ると、応永二六年の義持の安堵に、義満の安堵(応永六年)には見られない、「当知行」に任せてという文言が加わり、以後、永享二年(一四三〇)に義教、嘉吉三年(一四四三)に管領畠山持国、寛正三年(一四六二)に義政がそれぞれ当知行安堵を行っており、義持期の変化が明確に確認できる。

(40) 文安五年三月一日管領細川勝元下知状(『大日本古文書 石清水文書(菊大路家文書)』二二一号)、宝徳二年八月二四日管領畠山持国下知状(『大日本古文書 小早川家文書』八四号)等。

(41) 寛正三年四月五日益田兼堯讓状(『大日本古文書 益田家文書』一八三号)。この点については、井上寛司・岡崎三郎『史料集益田兼堯とその時代』益田家文書の語る中世の益田二(益田市教育委員会、一九九六年)七二頁も参照。

(42) 以上の経過については、川添昭二「室町幕府奉公衆筑前麻生氏について」(同『九州中世史の研究』吉川弘文館、一九八三年、初出一九七五年)一九五頁以下も参照。

(43) 同様の様式の安堵は神社宛にも見られる。長祿二年(一四五八)二月一日足利義政御判御教書(『日前宮文書』『和歌山市史古代・中世史料』二〇九号)等。

(44) 前掲註(7)吉田論文三六、三八頁。

(45) 以下、別奉行の人員の考証は、今谷明「室町幕府奉行人奉書の基礎的考察」(同『室町幕府解体過程の研究』岩波書店、一九八五年、初出一九八二年)による。

(46) 他に、応永二九年の「御成敗条々」に含まれる追加法一七一条は、諸国の寺院(「寺庵」)の安堵について、「甲乙人等之寄進」や「買得券契之由緒」と称して申請することを禁じ、地頭御家人等が「御下文以下証文」を添付すれば発給するとし、この時期の安堵における公験の重視を示す。この法令について、細川武稔「室町將軍家祈願寺の諸相」(『寺院史研究』七号、二〇〇三年)九頁以下参照。

(47) 桑山浩然校訂『室町幕府引付史料集成上巻』(近藤出版社、一九八〇年)に収録。本項に現れる大原氏とその氏寺長禪寺については、太田浩司「湖北における奉公衆の動向―佐々木大原氏を中心として―」(『駿台史学』八三号、一九九一年)参照。

- (48) 但し、事例は義教期に見られ、義教期の特徴とも考えうる。
- (49) 百瀬今朝雄「応仁・文明の乱」(『岩波講座日本歴史七中世三』岩波書店、一九七六年)、前掲註(6) 吉田論文四五頁、榎原雅治「室町殿の徳政について」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一三〇号、二〇〇六年)等。
- (50) 文明八年(一四七六)八月二四日の追加法二七〇条には、当知行安堵について、「領知無相違之旨、召置訴人請文、可伺申之」とあり、この頃には申請者が当知行である旨の「請文」を提出したことが確認できる。
- (51) 前掲註(6) 吉田論文四九〜五〇頁。
- (52) 西谷正浩「所有・相続という視点からみた十四—十五世紀の一寺院—九条殿御寺不断光院の場合—」(九州大学国史学研究室編『古代中世史論集』吉川弘文館、一九九〇年)。
- (53) 当知行安堵の早い事例は目録安堵が多い。永徳二年(一三八二)五月一三日付(「永保寺文書」(『岐阜県史料編古代・中世二』二〇号、目録は同二七号カ)、応永元年(一三九四)八月五日付(「西琳寺文書」藤井寺市史四『一八八号、目録は同一八七号)。いずれも文書様式は足利義満御判御教書。
- (54) 「封裏」については、笠松宏至『裏を封ずる』ということ(同『法と言葉の中世史(平凡社ライブラリー)』平凡社、一九九三年、初出一九七九年)参照。
- (55) 別奉行を有する当事者は別奉行がこの手続を行う。例えば、享徳四年(一四五五)七月一日祇園社領当知行分目録案(「祇園社記雑纂第二」『増補続史料大成四六巻』(臨川書店)に「社家奉行飯尾肥前目録裏符書名」とある。
- (56) 応永一八年三月一七日足利義持御判御教書(『鹿王院文書の研究』(思文閣出版)三四三号)、永享七年(一四三五)五月一六日足利義

教御判御教書(同四二八号)。

(57) 前掲註(7) 吉田論文五五頁以下。

(58) 前掲註(28) 吉田論文の第一表。但し、吉田氏は変化の画期を管領細川持之の時期に置き、義教による管領制改革との関連を述べる(五八頁)。

(59) 鳥居和之「室町幕府の訴状の受理方法—義教・義政期を中心に—」(『日本史研究』三一—一號、一九八八年)、設楽薫「將軍足利義教の『御前沙汰』体制と管領」(『年報中世史研究』一八号、一九九三年)等。

(60) 前掲註(12) 拙稿。

(付記)

成稿後、家永遵嗣「建武政権と室町幕府との連続と不連続」(『九州史学』一五四号、二〇一〇年一月)が発表された。当知行安堵の法的性質等について多くの指摘を含むので、参照されたい。

ENGLISH SUMMARY

On the change in the style of "ando" (a confirmation document) issued by the Muromachi shogunate
Junichiro MATSUZONO

In the medieval period of Japan, the authorities confirmed the land titles of the feudal lords, shrines, temples, and so on. This was called *ando* (安堵). This paper explicates the Muromachi shogunate's *ando* by examining the style of its document. Earlier studies have already pointed out that *ando* based on the beneficiary's possession (called *tochigyō* (知行)) is characteristic of the *ando* of the Muromachi shogunate. I attempt to make clear when its character appeared, and how the Muromachi shogunate issued *ando*.

The conclusion reached is that, since the period of the Northern and

【表 I】 足利義持・義教の寺社宛発給文書

將軍 (室町殿)		寄進	返付	安堵	(うち当知行安堵)	裁許
義持	応永 15 年	2	1	6	(3)	1
	応永 16 年	2	2	8	(7)	
	応永 17 年	1	1	8	(3)	
	応永 18 年			14	(8)	2
	応永 19 年	3		8	(4)	1
	応永 20 年	1		6	(3)	
	応永 21 年			2	(2)	1
	応永 22 年	3		3	(2)	
	応永 23 年	2				
	応永 24 年	2	1	3	(1)	
	応永 25 年	3		3	(2)	1
	応永 26 年	3		4	(3)	
	応永 27 年	2		2	(0)	
	応永 28 年	2		3	(2)	
	応永 29 年	1	1	4	(1)	
	応永 30 年	2		2	(2)	1
応永 31 年	1	2	4	(2)	2	
応永 32 年	3	1	2	(1)		
応永 33 年			3	(2)		
応永 34 年	1		2	(0)	1	
義教	正長 元年					
	永享 元年			8	(7)	
	永享 2 年	1		7	(7)	2
	永享 3 年	1		4	(4)	1
	永享 4 年			8	(8)	1
	永享 5 年			5	(5)	
	永享 6 年			1	(1)	1
	永享 7 年			4	(4)	
	永享 8 年	1		3	(3)	
	永享 9 年			1	(1)	
	永享 10 年			5	(3)	
	永享 11 年			1	(1)	
嘉吉 元年	1		1	(1)		

【表 I】 補註一「寄進」は寄進状形式の文書、「返付」は「返付」「如元」と記される文書、「裁許」は利害の対立する者が明記された文書と、他の史料（「御前落居記録」等）から裁許状と確認できる文書

※応永 15 年 = 1408、正長元年 = 1428、正長 2 年・永享元年 = 1429

Southern Dynasties, *ando* had been issued in cases of succession or transfer of land, but in the Muromachi period, especially from the 20s of the *Ouei* era, *ando* came to be based on possession. In the process of issuing *ando*, the Muromachi shogunate regarded as important that the beneficiary had the former *ando* which had been issued by the Muromachi shogunate. This change style in *ando* means the Muromachi shogunate switched its policy to protect the order of possession.

Key Words: Muromachi shogunate, *ando*, possession, *Ouei* era (1394–1428), diplomatics

【表Ⅱ】 將軍足利義政執政期の知行認定文書（武家宛）

No	年月日	文書様式	受給者	所領・所職	内容	備考	典拠（刊本・文書番号）
1	康正元年 11 月 19 日	御判	麻生弘国	筑前国麻生荘・野面荘・山鹿荘他	安堵（申請）	父弘家の「申請」による	『筑前麻生文書』（北九州市立歴史博物館）25
2	康正元年 12 月 21 日	御判	榎津之親	備後国重永本新庄	返付		『士林證文』（『広島県史古代中世資料編V』）8
3	康正元年 12 月 21 日	御判	榎津之親	加賀国倉月荘地頭・領家兩職内不知行所々	返付		『美吉文書』（『加能史料室町IV』）1
4	康正元年 12 月 27 日	御判	平賀新四郎（弘資）	安芸国高屋保地頭職・入野南北郷地頭職	安堵（当知行・申請）	父弘家の「申請」による	『大日本古文書 平賀家文書』21
5	康正元年 12 月 27 日	御判	小早川又鶴（敬平）	安芸国沼田荘所々・七条大宮薄地四半町他	安堵（当知行・申請）	父熙平の「申請」による	『大日本古文書 小早川家文書』38
6	康正元年 12 月 27 日	御判	小串成行	近江国南北郷一門同大郷西方・小北郷他	安堵（証文・当知行）	「代々御判御教書」あり	『二上郷土資料館所蔵文書』（『富山県史史料編Ⅱ』730）
7	康正元年 12 月 29 日	御判（写）	美濃国遠山荘手向郷明智上下村他	安堵			『遠山文書』（『岐阜県史史料編古代・中世1』）9
8	康正2年 5 月 22 日	御判（案）	大館教氏	近江国林村散在・伊勢国田村散在	安堵（当知行）		『増補八坂神社文書』（臨川書店）2064
9	康正2年 10 月 26 日	管奉	結城直朝	錦小路東洞院・四条間東類屋地四町々	安堵	No.15 で再度安堵	『白河結城文書』（『白河市史資料編2』552）
10	康正2年 11 月 3 日	御判（写）	狩野敷地頼忠	加賀国福田荘菅浪郷地頭・公文兩職	安堵（当知行）		『狩野家文書』（『加能史料室町IV』）1
11	康正3年 8 月 24 日	御判	進土国行	近江国梅原兵衛三郎・山口三郎・同一族等跡	返付		『尊経閣文庫所蔵文書』
12	長祿2年 3 月 5 日	御判	朽木貞高	近江国朽木荘	安堵（当知行）		『史料纂集朽木文書』25
13	長祿2年 4 月 7 日	御判	榎津之親	近江国鮫江安芸入道跡	預置	料所として	『陽芦文庫文書』
14	長祿2年 9 月 3 日	御判（写）	周布和兼	石見国所々	安堵（証文・当知行）		『周布吉兵衛』（『萩藩閩閩録』山口県文書館）120
15	長祿2年 11 月 6 日	御判	結城直朝	錦小路東洞院・四条間東類四町々屋地	安堵（当知行）		『白河結城文書』（『白河市史資料編2』567）
16	長祿3年 2 月 17 日	御判（写）	倉光光利	加賀国倉光・開発・玉鉾石丸名田他	返付	「代々御判」等による	『藤故古文抄』（『加能史料室町IV』）1
17	長祿3年 3 月 12 日	御判（案）	一色千福丸	近江国高嶋郡佐々木持高跡	宛行		『勧修寺文書』
18	長祿3年 4 月 27 日	御判（写）	狩野茂豊	加賀国若松荘地頭職	裁許・安堵（当知行）		『狩野家文書』（『加能史料室町IV』）1
19	長祿3年 6 月 21 日	御判（写）	丹波国栗作郷地頭職・領家職・小椋荘領家職	安堵（相伝・当知行）			『久下文書』（『愛知県史資料編9』2054）
20	長祿3年 10 月 19 日	御判	赤松千代寿	備前国出石郷・平瀬郷等渡残	安堵	守護の押妨停止	『赤松（春日部）文書（友淵楠麿氏旧蔵）』（『兵庫県史史料編中世9』）11
21	長祿4年 3 月 26 日	御判	細川教春	近江国蒲生郡河森田中太郎等跡	宛行		『細川家文書』（『山口県史史料編中世4』）10
22	長祿4年 3 月 26 日	御判	細川常忻（持春）	近江国甲賀郡宇田大和守等跡	宛行		『細川家文書』（『山口県史史料編中世4』）11
23	長祿4年 4 月 2 日	御判	一色政照	越前国野田本郷（千秋淨祐跡）	宛行		『古証文』（『福井県史資料編2』）1
24	長祿4年 4 月 2 日	御判	赤松貞長	赤松教貞遺跡所領等	宛行		『赤松（春日部）文書』（『兵庫県史史料編中世9』）12
25	長祿4年 5 月 18 日	御判（案）	細川勝久	備中国細川頼之知行分關所・吉備津宮社務代他	安堵（譲与）	父氏久から譲与	『細川家文書』（『山口県史史料編中世4』）4
26	長祿4年 8 月 12 日	御判	毛利是広（広顕）	安芸国麻原郷内（毛利熙元知行分）	宛行		『大日本古文書 毛利家文書』1338
27	長祿4年 9 月 26 日	御判	一色政照	越中国宮川荘	宛行		『根岸旧蔵文書』（『富山県史史料編Ⅱ』762）
28	長祿4年 11 月 18 日	御判	天野家氏	安芸国志芳荘東村地頭職	安堵（当知行）		『右田毛利家文書』（『山口県史史料編中世3』）5
29	長祿4年 11 月 18 日	管奉（写）	周布和兼	石見国有福内四町（生越分）	安堵（当知行）		『周布吉兵衛』（『萩藩閩閩録』）130
30	長祿4年 12 月 14 日	御判	朽木貞高	近江国朽木荘	安堵	料所として	『史料纂集朽木文書』26
31	寛正元年 12 月 30 日	御判	一色政照	近江国比良荘預所職（田中清賀跡）	宛行		『根岸文書』
32	寛正2年 3 月 20 日	御判（写）	今川義忠	今川範忠本領等	安堵（譲与・当知行）		『今川家古文書写』（『静岡県史資料編6』2387）
33	寛正2年 5 月 18 日	御判	小早川熙平	伊予国越智郡大嶋四分一地頭職	返付		『大日本古文書 小早川家文書』42
34	寛正2年 9 月 17 日	御判	一色政照	越前国野田郷（千秋淨祐跡）元興寺領分	宛行		『青山文庫文書』（『福井県史資料編2』）1
35	寛正2年 10 月 10 日	御判	益田貞兼	石見国所々当知行地	安堵（当知行・申請）	父兼発の「申請」による	『大日本古文書 益田家文書』127
36	寛正2年 12 月 23 日	御判	進土国行	河内国伊香賀郷地頭職年貢三分一	返付		『古文書録』
37	寛正3年 12 月 30 日	御判	飯嶋為家	出雲国所々当知行地	安堵（当知行）		『長府毛利家文書』
38	寛正3年 9 月 2 日	御判	赤松貞祐	丹波国春日郡莊黒井村	返付		『赤松（春日部）文書』（『兵庫県史史料編中世9』）13
39	寛正5年 10 月 16 日	御判（案）	土岐石谷頼久	美濃国藪田荘地頭職・石谷郷（重次）地頭職	安堵（当知行）		『土岐文書』（『岐阜県史史料編古代・中世4』）26
40	寛正5年 11 月 12 日	御判（写）	大内重弘	摂津国得位荘五分一方・時枝荘地頭他	安堵（相伝・当知行）		『北野社家日記』（『愛知県史資料編9』2176）
41	寛正6年 6 月 2 日	管奉（案）	佐々木持清	飛騨国富安郷	返付		『戦国大名尼子氏の伝えた古文書 佐々木文書』125
42	寛正6年 6 月 29 日	御判（案）	大内教弘	安芸国東西条	裁許・安堵（当知行）		『大日本古文書 總川家文書』53
43	寛正6年 12 月 7 日	御判	小早川元平（敬平）	安芸国沼田荘・野美郷他	安堵（当知行・申請）	父熙平の「申請」による	『大日本古文書 小早川家文書』43

【表Ⅱ】 補註一足利義政の直判文書が現れる康正元年から応仁・文明の乱前の期間。文書様式の「御判」は足利義政御判御教書、「管奉」は管領奉書を指す
 ※康正元年=1455、長祿元年=1457、寛正元年=1460